

外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算について

当院では安心できる医療を提供するため、診療報酬改定に関連して「外来感染対策向上加算」の施設基準の届出を行い、令和6年7月より外来感染対策向上加算（患者様1人につき初診・再診に関わらず月1回6点）を算定させていただいております。

また、2024年（令和6年）6月の診療報酬改定により、感染防止対策を講じた上で初診を行った場合に「発熱患者等対応加算」として、発熱、呼吸器症状、消化器症状等の感染症で受診された方に、月1回に限り20点の加算を算定しております。

当院は、岐阜県と医療措置協定を締結し、「第二種協定指定医療機関」に指定されており、受診歴の有無に関わらず、発熱、その他感染症を疑わせる症状のある患者様も必要な感染対策、空間的・時間的分離等の対策を講じて診療に応じます。当院では今後もマスクの着用、手指の消毒、院内の換気などの対策を実施し、感染対策に努めていきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

令和6年7月 郡上こどもと地域のクリニック